

消費税率改定に伴う各施設の利用料等の改定のお知らせ

(桜木霊園・平和公園・千葉市斎場)

令和元年10月1日からの消費税率の改定に伴い、墓地管理料、桜木霊堂（納骨堂）使用料及び斎場の式場等の使用料の額を改定します。

＜改定料金（税込）＞主な内容

(1) 桜木霊園・平和公園の墓地管理料

区 分	旧	新
墓地管理料（1年間）	4,930円	5,020円

(2) 桜木霊堂（納骨堂）の使用料

区 分		旧	新	
納骨壇	1段式 （1年間）	市内居住者	2,160円	2,200円
		市外居住者	4,110円	4,180円
	5段式 （10年間）	市内居住者	21,600円	22,000円
		市外居住者	32,400円	33,000円
納骨棚 （1年間）	市内居住者	1,080円	1,100円	
	市外居住者	2,050円	2,080円	

(3) 千葉市斎場の式場等の使用料

区 分		旧	新	
式 場 （日）	100人席用	市内居住者	77,140円	78,560円
		市外居住者	154,280円	157,130円
	50人席用	市内居住者	38,050円	38,750円
		市外居住者	77,140円	78,560円
霊安室（24時間）		市内居住者	5,140円	5,230円
		市外居住者	10,280円	10,470円
霊きゆう自動車 （10kmまで）		市内居住者	4,730円	4,810円
		市外居住者	15,420円	15,700円
葬儀用 祭壇	5段	市内居住者（3日）	13,260円	13,500円
		市外居住者（2日）	42,780円	43,570円
	3段	市内居住者（3日）	8,330円	8,480円
		市外居住者（2日）	37,850円	38,550円

＜改定料金の計算方法＞

改定前料金×108分の110（消費税率が8%から10%になるため）

*10円未満切り捨て

*火葬施設使用料や墓地使用料等の非課税料金、上記計算式に当てはめて金額が変わらないものについては、改定を行いません。

＜お問い合わせ先＞

霊園に関すること

桜木霊園管理事務所 電話043-231-0110

平和公園管理事務所 電話043-228-2057

斎場に関すること

千葉市斎場 電話043-293-4000